平成２８年（フ）第５４２９号
東京都江戸川区篠崎町４丁目７－13　サンハイツＢ－202
債務者　佐藤　雄志
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４３３号
東京都渋谷区本町５丁目８－14－203
債務者　田中　健二
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４３５号
東京都大田区東馬込１丁目23－４－405
債務者　座間　市治
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４３９号
東京都杉並区荻窪２丁目22－９－206
債務者　石橋　康寛
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３８６号
東京都立川市高松町２丁目21－５－102
債務者　香西彩耶香（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２７号
静岡県焼津市石津981番地の３、旧住所静岡県焼津市小土626番地の１　アミスターⅡ307号
債務者　大石　拳莉
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月５日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８２号
東京都日野市旭が丘１丁目26番地の43
債務者　佐藤　明子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月５日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１３５４号
横浜市青葉区すみよし台１－１　602号、住民票上の住所横浜市緑区西八朔町46番地１ハイツセイミヤⅢ－101号
債務者　筒井　恭兵（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４５１号
横浜市中区山元町２丁目77番地10　メゾンマルセ南耀404号室
債務者　吉岡富美子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４６６号
横浜市青葉区荏子田２丁目１番地８　302
債務者　高島由起子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２００号
静岡県菊川市赤土1445番地の１アーバンハイツ21－105、前住所静岡県菊川市高橋4023番地の２
債務者　平ハルオこと　タイラ　ジョアレス　ハルオ
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１０号
山口県萩市大字土原250番地
破産者　有限会社豊田酒舗
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第１７４９号
札幌市厚別区もみじ台南３丁目１番18号
破産者　有限会社直建設
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１５号
釧路市音別町中音別630番地195
破産者　株式会社緑林
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第７８４号
宮城県多賀城市下馬２丁目６番26号　コーポラス軽井沢８－102号
破産者　太田　茉美
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
群馬県高崎市砂賀町94番地ハヤカワビル３階
破産者　ｅ－ｗｏｒｋｓ株式会社
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２１８号
群馬県藤岡市上日野244番地１
破産者　アオックスズ有限会社
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部